



# 鳥取県公報

平成 23 年 12 月 9 日 (金)  
号外第 1 1 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則  
(65) (森林・林業総室) . . . . . 3
- ◇ 公安規則 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する  
規則 (9) (生活環境課) . . . . . 6

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

森林法の一部改正に伴い、他人の土地への使用権設定に関する手続を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 木材の搬出等のために他人の土地に対する使用権の設定に関する認可を行う際の意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行うものとする。
- (2) 当事者は、代理人1人を選任して意見聴取会に出席させることができるものとし、そのときは当該代理人の権限を証する書面を意見聴取会の開始前に議長に提出しなければならないものとする。
- (3) 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、当事者又はその代理人の証拠の提示又は陳述について、その時間を制限することができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第65号

民有林に係る保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則

民有林に係る保安林の指定等に関する規則（平成13年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県森林法施行細則</u>	<u>民有林に係る保安林の指定等に関する規則</u>
<u>(趣旨)</u> 第1条 この規則は、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第76号）及び鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第8号）に定めるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>(趣旨)</u> 第1条 民有林（森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する民有林をいう。）における保安林の指定、指定の解除その他保安林に関し必要な事項については、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 次条から第10条までの規定は、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林（法第2条第3項に規定する民有林に限る。以下「飛砂防備等保安林」という。）について適用する。

(保安林の指定等に関する意見の聴取)

第9条 略

2 法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出をした者（以下「意見書提出者」という。）は、代理人1人を選任して意見聴取会に出席させることができる。この場合において、意見書提出者は、当該代理人の権限を証する書面を意見聴取会の開始前に議長に提出しなければならない。

3 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者が陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述について、その時間を制限することができる。

5 意見書提出者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 略

7 略

8 第4項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述をしたとき、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 略

10 略

11 法第32条第3項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による公示は、鳥取県公報に登載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見聴取会を開催する場所に掲示して行うものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則の規定は、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林（民有林に限る。以下「飛砂防備等保安林」という。）について適用する。

(意見の聴取)

第9条 略

2 議長は、意見聴取会において、出席した法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者（以下「意見書提出者」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者が陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

3 意見書提出者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

4 略

5 略

6 第3項又は第4項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

7 略

8 略

<p>(立木の伐採等の許可申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>(土地の使用権設定に関する意見の聴取)</p> <p>第11条 法第50条第2項の意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。</p> <p>2 法第50条第1項の規定による認可を受けようとする者並びに使用権を設定する土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下「当事者」という。）は、代理人1人を選任して意見聴取会に出席させることができる。この場合において、当事者は、当該代理人の権限を証する書面を意見聴取会の開始前に議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に証拠を提示させ、意見を陳述させることができる。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに証拠を提示せず、又は意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証拠の提示をし、又は陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。</p> <p>4 第9条第4項から第10項までの規定は、第1項の意見聴取会について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第4項及び第8項中「陳述」とあるのは「証拠の提示若しくは陳述」と読み替えるものとする。</p> <p>5 法第50条第3項の規定による公示は、鳥取県公報に登載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見聴取会を開催する場所に掲示して行うものとする。</p>	<p>第10条 知事は、意見聴取会を開催しようとするときは、その期日の1週間前までに、意見聴取会の開催の期日及び場所を意見書提出者に通知するとともに、これを公示するものとする。</p> <p>2 前項の公示は、鳥取県公報に掲載するとともに、関係市町村の掲示場及び意見聴取会を開催する場所に掲示して行うものとする。</p> <p>(立木の伐採等の許可申請)</p> <p>第11条 略</p>
---	---

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月9日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 鳥取県公安委員会規則第9号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">受診命令の対象者</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2</u>に規定する認知症であるおそれのある者</td> <td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	受診命令の対象者	医師	略		3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">受診命令の対象者</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">医師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第16項</u>に規定する認知症であるおそれのある者</td> <td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	受診命令の対象者	医師	略		3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第16項</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
受診命令の対象者	医師												
略													
3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師												
受診命令の対象者	医師												
略													
3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第16項</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師												

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。